

令和2年10月5日(月)

第53回子ども・子育て会議意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

1. 地域子ども・子育て支援事業の拡充を

新型コロナウイルス感染症の拡大、児童虐待予防体制の構築のためにも、今回発表された第2期市町村子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量を踏まえ、確実な確保方策の推進を図ってください。

①利用者支援事業

3類型のうち、母子保健型は2020年度中にすべて自治体での実施が求められていることから、基本型と特定型の量的拡充が実際の目標をされるべきである。今回の数値では、3類型まとめられているが、今後3類型ごとの集計にすべきと考える。

②夜間養護等事業(トワイライト事業)

令和6年度の目標値が、現状の3倍になっているが、今後どのように拡充していくのか、計画の見通しはどうか。

③一時預かり事業(幼稚園の在園児以外)

量の見込みと確保方策の数字がかけ離れているが、今後どのように拡充していくのか、計画の見通しはどうか。

2. 子ども・子育て支援のための安定的財源の確保

資料2の「経済財政運営と改革の基本方針2020」にも記載されている少子化対策について、少子化社会対策大綱に基づき、将来の子どもたちに負担と先送りすることのないよう、「安定的財源」の確保が必要である。子どもと子育てに関わる団体が一丸となって世論を高めその対応にあたるべきと考える。

3. 共生型社会の実現に向けた社会福祉の改正(重層的支援体制整備事業の創設)について

高齢、障害、困窮等、分野や世代を超えて地域住民が地域で暮らしていくことを推進していく大枠についてはその重要性も理解している。手上げ方式で来年度より、市区町村で実施が可能となるが、いくつか確認したい。

①利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業が対象となっているが、各事業の実施要綱に基づき、それぞれの事業の対象者、基準、人員配置、設備といったものがすべて補償されていること。子ども・子育て支援事業計画にその実施数としてカウントされる対象となっていること。

②自治体が全体計画、予算を決める際には、関係事業者すべての合意がとれるような仕組みを創設すること。

③自治体直営の事業の場合であっても、子ども・子育て支援給付金からどのように出金され、どの事業に配分されているのかが、明らかにされるべきである。限られた子ども分野のお金が効果的に使われているかどうかのチェック体制が求められる。

以上